検察官の無罪部分に対する控訴を棄却する。 原判決中有罪の部分を破棄する。

被告人Aを懲役十月及び罰金二万円に、

被告人Bを罰金二万円に処する。

右各罰金を完納することができないときは、いずれも金五百円を一日に 換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

被告人Aに対し、この裁判確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶了す る。

訴訟費用中原審の証人C、同D之、同Eに支給した分は、被告人両名の 連帯負担とし、原審の証人F、同Gに支給した分は、被告人Aの負担とする。

本件各控訴の趣意は、東京地方検察庁検事正代理検事田中万一被告人Aの弁護人 岡田久恵、被告人Bの弁護人宇野要三郎、同竹内金太郎の各作成にかかる各控訴趣 意書記載のとおりであり、検察官の控訴趣意に対する答弁は、右弁護人竹内金太郎 作成名義の検事控訴に対する反駁要旨と題する書面記載のとおりであるから、これ らをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。 検察官の論旨について。 原判決が、被告人両名に対する本件公訴事実中、「被告人両名は共謀して、昭和 十六年八月二日東京都千代田区a町b丁目c番地のd株式会社H銀行Ⅰ支店に於 てJの調達した金百万円をK株式会社の各株式引受数に応じた払込株金の全額であ るとして預け入れさせ同銀行支店から株式払込金保管証明書の交付を受けさせた上 直に同金員を払戻させて預合を為した」旨の商法第四百九十一条違反の点について、「ここにいわゆる『預合』とは会社の発起人(又は取締役以下同じ)が株金払 込を仮装するために払込行為を取扱う金融機関と通謀してなすところの偽装行為を 指称するものと解するのを相当とする。換言すれば本条所定の「預合」の罪が成立 するには、発起人と払込を取扱う金融機関との間に通謀の存することが必要である といわねばならない。」と判示した上、「かかる通謀の事実の認むべき証拠のない 本件事案においては、被告人等が会社の取締役又は監査役として会社の資本金を個 人的債務に流用した点に対する刑責を負うは格別商法第四百九十一条違反罪は成立しないものと断定せざるを得ない。」として無罪の言渡をしていることは、所論の とおりである。しかして、所論は、右は原判決が商法第四百九十一条の解釈適用を 誤つたものであつて、その誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであるとし、その 理由として、先ず、商法第四百九十一条にいわゆる「預合」とは、資本充実の原則 に背馳する行為であり、真実(株金の)払込を仮装するため、真実(株金の)払込 がないのに、払込があつた如く払込株金を払込取扱者に預け入れたと仮装する行為 をいうものであつて、その仮装行為が金融機関と通謀してなされたものであるか否 かはその行為の成立にはなんら関係がないものである旨主張するにより、案ずる に、商法が第四百九十一条の規定を設けた目的が、株式会社について、いわゆる資 本充実の原則を確保せんとする趣旨に出たものであること、及び「預合」という言 葉が、昭和十三年の商法改正に際し、それまで経済界において使用されていた言葉 そのまま法律上の用語として右規定に初めて採り入れたものであつて、立法当 時その意義が明確にされていなかつたことはいずれも所論のとおりであるが、しかし、原判決も判示しているように、「預合」なる言葉が経済界において用いられて来た沿革や、前示の商法改正に際し、商法第四百九十一条が同法第百八十九条に対 応して設けられたものであるという立法上の〈要旨〉経緯などをそう合して考えると きは、商法第四百九十一条にいわゆる「預合」とは、株式会社の発起人(又は</要 旨〉取締役以下同じ)が、株金払込を仮装するために、払込を取り扱う金融機関の役 職員と通謀してなす偽装行為をいうものと解するのが相当であると考えられる。所 論は、株金払込行為は売買のような典型的な有償双務の契約関係とは異り、単なる 義務の一方的な履行行為であるから、同条にいわゆる「預合」には、必ずしも相手 方のあることを要しない旨主張するけれども、右商法第四百九十一条がその後段において、「預合二応ジタル者亦同ジ」と規定している点と対照して考察するときは、同条所定の「預合」には、相手方のあることを前提とし、且つ相手方と通謀し てなすことを要するものと解されるのであつて、かく解したからといつて、必ずし も所論のように、徒らに法文の辞句の末に拘泥して、法解釈の目的を忘れたものと いうことはできないものといわなければならない。

次に所論は、「預合」なる語の意義内容が、世上既に一定のものとして確定され ていない現在においては、商法第四百九十一条の解釈にあたり、目的論的に解する 次に、所論は、法規は、立法者の意思を離れて、独自の存在生命を有するに至るものであり、社会に日々新たに生起する事象に対し、具体的妥当性を以て、如きないものであるから、本件事案の如いなが、立法当時全然予想だにしえなかったといいながら、なから、本件事案のが表別による株式会社の設立が、立法当時全然予想だにというであられるの。 と国的に行われ、名のみの群小会社が税金逃れのため、可能会して、前途を担じたといる現在においては、立法の経緯を盾にといて、商法第四あれて、高法第四方のがは、正鵠をえたものと考えられるのである。 、かつて書きない。とおり、もし、の取締の窓とは、前述のな状態に立ちをことは、前述のとおり、もし、の取締の窓ととは、前述のをおり、もし、の取締の窓ととは、がは、かっな状態に立ちをことは、前述のとおり、またの、は、ののとおりであり、またののである。 を図るべきものと考えられるのである。

 た違法があるものということはできない。論旨は理由がない。 (その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)